

## 建築物省エネルギー性能表示制度(BELS) 評価料金

【住宅】(一戸建て住宅、共同住宅等)

(Mは住戸数)

| 審査条件                     |                            | 料金(円、消費税込み) |                                |
|--------------------------|----------------------------|-------------|--------------------------------|
| 一戸建ての住宅<br>(併用住宅の住戸部を含む) | 単独                         | 27,300      |                                |
|                          | 併願審査で外皮計算を行っている場合 * 1      | 8,640       |                                |
|                          | 併願審査で一次エネルギー計算を行っている場合 * 2 | 5,400       |                                |
| 共同住宅等 * 3                | 住戸のみの場合                    | 1住戸         | 27,300                         |
|                          |                            | 2住戸         | 44,100                         |
|                          |                            | 3~10住戸      | $44,100 + 5,250 \times (M-2)$  |
|                          |                            | 11~25住戸     | $72,450 + 2,100 \times (M-2)$  |
|                          |                            | 26~50住戸     | $99,750 + 1,050 \times (M-2)$  |
|                          |                            | 51住戸以上      | 別途見積り                          |
|                          | 住棟全体の場合<br>(共用部を含む)        | 2住戸         | 105,000                        |
|                          |                            | 3~10住戸      | $105,000 + 5,250 \times (M-2)$ |
|                          |                            | 11~25住戸     | $136,500 + 2,100 \times (M-2)$ |
|                          |                            | 26~50住戸     | $210,000 + 1,050 \times (M-2)$ |
| 51住戸以上                   | 別途見積り                      |             |                                |

- ・\* 1 設計住宅評価の5-1のみ、長期優良住宅等、センターにて外皮計算の審査を行っている場合
- ・\* 2 設計住宅評価の5-2、低炭素住宅認定技術的審査等、センターにて一次エネルギー計算の審査を行っている場合
- ・\* 3 共同住宅等で併願審査のある場合
  - 1) 外皮計算のみ行っている場合は、必要評価数に8,640円を乗じた額とする。
  - 2) 一次エネルギー計算を行っている場合は、必要評価数に5,400円を乗じた額とする。
- ・変更申請料は当初の申請で適用された料金の2分の1の額とする。

# 建築物省エネルギー性能表示制度(BELS) 評価料金

## 【非住宅】

単位:円(消費税込み)

| 対象面積                | 評価方法            | 建築物の用途                        |         |         |
|---------------------|-----------------|-------------------------------|---------|---------|
|                     |                 | ホテル等、病院等、<br>集会所等及びこれらを含む複合用途 | 工場等     | 左記以外    |
| 300㎡未満              | 標準入力法<br>主要室入力法 | 172,800                       | 86,400  | 97,200  |
|                     | モデル建物法          | 86,400                        | 32,400  | 43,200  |
| 300㎡以上～2,000㎡未満     | 標準入力法<br>主要室入力法 | 237,600                       | 129,600 | 151,200 |
|                     | モデル建物法          | 129,600                       | 43,200  | 75,600  |
| 2,000㎡以上～5,000㎡未満   | 標準入力法<br>主要室入力法 | 302,400                       | 172,800 | 194,400 |
|                     | モデル建物法          | 162,000                       | 64,800  | 97,200  |
| 5,000㎡以上～10,000㎡未満  | 標準入力法<br>主要室入力法 | 432,000                       | 237,600 | 280,800 |
|                     | モデル建物法          | 205,200                       | 75,600  | 118,800 |
| 10,000㎡以上～20,000㎡未満 | 標準入力法<br>主要室入力法 | 453,600                       | 248,400 | 291,600 |
|                     | モデル建物法          | 226,800                       | 86,400  | 129,600 |
| 20,000㎡以上～50,000㎡未満 | 標準入力法<br>主要室入力法 | 594,000                       | 324,000 | 378,000 |
|                     | モデル建物法          | 302,400                       | 118,800 | 172,800 |
| 50,000㎡以上           | 標準入力法<br>主要室入力法 | 別途見積                          | 別途見積    | 別途見積    |
|                     | モデル建物法          | 別途見積                          | 別途見積    | 別途見積    |

- 対象面積が50,000㎡以上の料金は、別途見積とする。
- 建築物の用途で工場等とは、工場(評価対象が照明設備のみ)、危険物の貯蔵又は処理、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他これらに類するものとする。
- 用途区分が複数存在する建築物の料金は、建築物の用途区分毎に対象面積に該当料金を算出し、これらの合計額(複数用途集計)と建築物全体の対象面積に用途区分で複雑な区分の料金を算出した額を比較し、低額な額とする。
- 増改築において既存部分のBEI値にデフォルト値1.2を使用した場合にあっては、既存部分の床面積を除いた床面積の申請区分を採用することができる。ただし、デフォルト値1.2を使用しない場合にあっては、既存部分を含めた建築物全体の床面積の申請区分を採用する。
- 変更申請料は上表該当額の2分の1とする。
- 建築物エネルギー消費性能適合性判定、低炭素建築物新築等計画の技術審査、性能向上計画認定に係る技術的審査、基準適合認定に係る技術的審査のいずれかの結果を利用した申請の場合は、上記の額によらず一律10,000円(税込み)とする。このとき外皮性能の審査を追加して行う場合は上表の額とする。

### <その他>

- 建築確認を他機関に申請する場合は、上記表の料金の1.1倍の額とする。
- 複合建築物(評価対象に住宅と非住宅を含む建築物)は住宅及び非住宅で算出した額を合わせた料金とする。
- 改修前後の評価を行う場合は、該当額に1.5を乗じた料金とする。
- センターと申請者等が別途協議により、公平に評価料金の設定を行う。

- BELSプレート、シールの購入は別途とする。
- 再発行料金は2,000円(消費税込み)とする。